

## 【第13章：研究開発費会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
13-1	☆	C	特になし。
13-2	★★★	A	現行制度において研究開発費を発生時費用処理する理由と問題点を、従来の会計処理からの流れとともに説明できるように。
13-3	☆	B	研究開発費の総額を注記する理由を指摘できるように。
13-4	☆☆	C	社内開発費に関する会計処理について、蓋然性の観点から(一定の要件を満たした場合にのみ資産計上する方法)説明できるように。

## 【第14章：金融商品会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
14-1	☆	C	特になし。
14-2	☆☆☆	A	①約定日基準の論拠を説明できるように。②概念フレームワークにおける認識の考え方を説明できるように。③有価証券及び貸付金・借入金のそれぞれについて発生の認識の取扱い理由を説明できるように。
14-3	★★★	A	①リスク・経済価値アプローチと財務構成要素アプローチの特徴(3つの観点から)を及び現行制度の取扱いについて説明できるように。②p26, 27の4つの具体的な取引についての現行制度の取扱いを消滅の認識要件と関連づけて説明できるように。
14-4	☆☆	B	時価評価が必要となった背景を踏まえ、①金融資産の評価基準の基本的な考え方をおさえる(結論部分)。②金融負債の特徴を覚える。
14-5	☆☆	B	時価評価しない点及び金利相当額F/Sへの反映が「配分」である点をおさえる。
14-6	★★★	A	有価証券のB/S評価額についての論拠を保有目的別に「完璧に」説明できるように。
14-7	☆	B	満期保有目的債券の厳格な取扱いを覚える。
14-8	☆☆	B	特になし。売買目的有価証券と同じ考え方。
14-9	☆☆	B	B/S視点及びP/L視点の論拠をおさえる。
14-10	☆☆	B	金融負債を時価評価の対象としない理由を覚える。
14-11	☆☆	B	金銭債権を直接控除する場合と間接控除する場合における処理(趣旨)の相違(減損処理の意義との関係)及び戻入れの可否を簡単に説明できるように。
14-12	☆☆	A	満期保有目的債券及び子会社株式・関連会社株式について投資の目的が現行の評価基準及び減損処理において反映されているか否かを説明できるように。また、投資の性質を反映できる会計処理を指摘できるように。
14-13	☆☆	B	配当の原資毎に現行制度の取扱いを配当の性格を踏まえて説明できるように。
14-14	☆☆	B	キャッシュ・フロー見積法において「当初の」約定利子率が用いられる理由を指摘できるように。(関連⇒cf. 4-3)
14-15	★★★	A	①公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジの意義と②ヘッジ会計の必要性について説明できるように。
14-16	☆☆	B	繰延ヘッジの問題点を簡潔に指摘できるように。
14-17	☆☆	B	①ヘッジの中止及び終了の会計処理について理由と共に説明できるように。②ヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがある場合の会計処理を状況と理由を踏まえて説明できるように。
14-18	☆	B	①金利スワップの原則及び特例の会計処理、②特例処理が認められる要件及び③特例処理の問題点について説明できるように。
14-19	☆☆☆	B	①区分法が基本的な考え方方に沿っている点の指摘、②一括法が採用されるべき社債が指摘できるように。
14-20	☆☆	B	CFが正味で発生するので原則一括法という点+一定の要件を満たした場合に区分処理が容認される点をおさえる。難しいので深入りする必要なし。

## 【第 15 章：退職給付会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
15-1	☆	B	確定給付制度が発生主義による点の理解。
15-2	★★★	A	①退職給付の性格が賃金の後払いという点及び②労働の消費に伴って発生する点をおさえる。
15-3	☆☆	B	「予測⇒配分⇒割引」の流れで退職給付債務が計算される点の理解
15-4	★★★	A	①3つの考え方について、「受給権の要否(認識)」及び「将来の昇給の考慮有無(測定)」の観点から説明するとともに、②3つの考え方の問題点も併せて説明できるように。
15-5	★★★	A	①期間定額基準を廃止すべきとする意見及び②選択適用として認めるべき意見をともに説明できるように。
15-6	☆☆	A	①割引計算が必要な理由及び②現行制度の取扱い(期末における利回りを基礎とする点)を従来からの流れを踏まえて説明できるように。
15-7	★★★	A	年金資産が B/S に資産計上されない理由を完璧に説明できるように。(関連 ⇒cf. 4-4)
15-8	☆☆	A	利息費用及び期待運用収益の表示方法について2つの方法を説明できるように。
15-9	★★★	A	①3つの差異の認識方法を理解すること。②「配分」及び「評価」の観点から各方法を当てはめ、説明できるように。③現行制度上採用されている差異の認識方法とその採用理由を個別・連結とも完璧に説明できるように。④例外的な取扱いを説明できるように。
15-10	★★★	A	①4つの差異の認識方法を理解すること。②B/Sにおいて即時認識する方法の欠点を指摘できること。③「配分」及び「評価」の観点から各方法を当てはめ、説明できるように。④現行制度上採用されている差異の認識方法とその採用理由を個別・連結とも完璧に説明できるように。⑤遅延認識の2つの方法の意義と特徴を説明できるように。
15-11	☆☆	B	作文大会で書けるように着眼点をおさえる。

## 【第 16 章：資産除去債務会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
16-1	☆	B	使用期間中に実施する環境修復や修繕が資産除去債務に該当しない理由を簡潔に説明できるように。
16-2	★★★	A	①両方法について「評価」と「配分」の観点から計上される負債金額を踏まえて説明できるように。②資産負債の両建計上が引当金処理を包摂すると言われる理由について説明できるように。
16-3	★★★	A	①除去費用の資産計上に関する2つの方法について①基礎にある考え方及び②除去費用の性格を説明の観点からできるように。②現行制度上の取扱いを論拠とともに説明できるように。
16-4	☆☆	A	①公正価値及び使用価値により将来 CF を見積もることについての会計情報の有用性を会計情報の質的特性のを踏まえて説明できるように。②使用価値により将来 CF を見積もる場合、資産除去債務の効率性による利益をどのように認識するのか説明できるように。③現行制度上の取扱いを論拠と共に説明できるように。④無リスクの割引率により将来の除去支出を割り引く理由を3つ挙げられるように。
16-5	★★★	A	時の経過による資産除去債務の調整額(利息費用)の表示方法の現行制度における論拠を説明できるように。
16-6	☆☆☆	B	プロスペクティブ・アプローチを採用する理由を説明できるように。
16-7	☆☆☆	A	履行差額の P/L 表示を他に費用処理される要素の性格を踏まえて説明できるように。

## 【第17章：自己株式会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
17-1	★★★	A	とにかく資本控除説をおさえる。
17-2	★★★	A	付随費用をP/Lに計上する論拠を完璧に説明できるように。資本控除説が前提である点に注意。
17-3	★★★	A	資本控除説を前提として、自己株式の処分自体の実態及び処分差額の実態を説明するとともに如何なる区分に表示するのが適切かを段階を踏んで説明できるように。
17-4	☆☆	B	①その他資本剰余金から減額する理由及び②会計期間期末に減額する理由を簡潔に説明できるように。
17-5	★★	A	①両方法の基礎にある考え方との整合性及び②両方法の論拠を説明できるように。③時価で測定する方法の論拠を批判できるように。
17-6	☆☆	B	自社の他の種類の株式を交付する場合の制度上の取扱いを理由とともに説明できるように。
17-7	☆☆	B	一読する。
17-8	★★★	A	一括して株主資本の控除項目とする方法の論拠を指摘できるように。資本控除説が前提である点に注意。
17-9	☆☆	A	①取得時、②保有時及び③処分時の会計処理を会計的性格を踏まえ理由と共に説明できるように。

## 【第18章：ストック・オプション等の会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
18-1	★	A	親会社が子会社の従業員にS.Oを付与する取扱いについて⇒①親会社の個別上の処理を対価性の有無の観点から説明できるように。②子会社個別上の処理を場合分けして、理由と共に説明できるように。③連結上の処理を説明できるように。
18-2	★★★	A	①S.Oの費用認識の直接的な論拠を指摘できるように。②S.Oを付与する取引の性格を踏まえて、両見解を説明できるように。③費用認識の必要条件について、両見解を説明できるように。④②及び③については費用認識する見解からの批判も説明できるように。
18-3	☆☆	A	現行制度の取扱いを理由と共に説明できるように。
18-4	★★★	A	現行制度の取扱いを理由と共に説明できるように。
18-5	☆	B	対象勤務期間が存在しない場合の会計処理を理由と共に説明できるように。
18-6	★★★	A	失効した場合の制度上の会計処理を理由と共に説明できるように。
18-7	★★	B	条件変更日の公正な評価単価が付与日における公正な評価単価を下回った場合に、当初の費用計上を継続する理由を完璧に説明できるように。

## 【第19章：税効果会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
19-1	☆☆	B	法人税等の性格を会計主体論との整合性の観点から説明できるように。
19-2	★★	A	税効果会計を適用しない場合の問題点及び適用する場合の効果を完璧に説明できるように。
19-3	☆	C	期間差異と一時差異の相違点を指摘できるように。
19-4	★★★	A	最重要。繰延法と資産負債法の両方法を全ての観点から完璧に説明できるように(「評価」及び「配分」の観点からも)。
19-5	★★	A	①繰延税金資産が資産の定義を充足する点を説明できるように。②回収可能性の判断要件3つを挙げられるように。
19-6	☆	C	特になし。
19-7	★★	A	①すべて非流動区分に表示する方法の論拠を完璧に説明できるように!②会計基準改正前(貸借対照表基準および一年基準の関係性についても)と改正後の取扱いについて、論拠とともに説明できるように。③繰延法と資産負債法の各方法と整合する相殺表示について説明できるように。
19-8	☆☆	B	①遡及処理や修正再表示が行われた場合、税効果会計が必要となる理由及び②遡及適用における回収可能性の判断、③修正再表示における回収可能性の判断について理由ともに説明できるように。

## 【第20章：外貨換算会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
20-1	☆	C	特になし。
20-2	★★★	A	①両方法の特徴及び②二取引基準の論拠を説明できるように。
20-3	★★★	A	外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券の論拠を説明できるように。
20-4	★★	A	一括法を前提に、2つの見解を発行に関する考え方を踏まえて説明できるように。
20-5	☆☆	B	①振当処理の基本的な考え方及び②振当処理が認められるか否かを具体例を用い、理由と共に説明できるように。
20-6	☆☆	B	直々差額と直先差額の期間配分方法の違いを差額の性質を踏まえて説明できるように。
20-7	★★	A	決算日レート法及びテンポラル法の長所及び短所を説明できるように。
20-8	★★★	A	①在外事業体の独立性に関する考え方を踏まえて、在外支店の外貨建F/Sの意味及び換算に求められる効果を説明できるように。②現行制度上、テンポラル法の考え方により換算されている理由を指摘できるように。
20-9	★★★	A	①在外子会社の独立性に関する考え方を踏まえて、在外子会社の外貨建F/Sの意味及び換算に求められる効果を説明できるように。②現行制度上、決算日レート法の考え方により換算されている理由を指摘できるように。
20-10	★★	A	のれんの換算に関する2つの見解をのれんの帰属主体を踏まえて説明できるように。
20-11	☆☆	A	①現行制度における在外事業体の換算方法の使い分けの基準を指摘。②現行制度における在外事業体の換算方法の問題点を具体的に説明できるように。③②の問題点を解決する方法及び解決策の問題点を説明できるように。④③について会計情報の質的特性を踏まえて説明できるように。

ポイントリストランク表

## 【第21章：連結会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
21-1	☆☆	C	連結と個別の会計単位について説明できるように。
21-2	★★★	A	親会社説及び経済的单一体説の両者について、①意義、②基本的相違点を完璧に説明できるように。この際、非支配株主の位置づけは特に意識すること。③従来、我が国において親会社説が採用されていた理由を完璧に説明できるように。④現行制度における両者の考え方の位置づけ及び⑤連結 P/L・連結 B/S の区分・表示における取扱いを理由と共に説明できるように。
21-3	★★★	A	現行制度において全部連結を採用している理由及び整合する基礎概念を説明できるように。
21-4	☆	C	個別財務諸表基準性の原則について内容とともに指摘できるように。
21-5	★★★	A	①支配力基準及び持株基準の特徴及び②現行制度において支配力基準が採用されている理由を説明できるように。また、基準集を参照して、子会社に該当するか否かの具体的な当てはめができるように。
21-6	☆	C	特になし。
21-7	☆☆	A	①統一することの必要性及び欠点を説明できるように。②会計方針の現行制度上の取扱いを説明できるように。③在外子会社が国際的な基準を採用している場合の容認規定について理由と共に説明できるように。④容認規定を採用した場合の例外処理について理由と共に説明できるように。⑤④の例外規定が適用される具体的な項目を挙げられるように。
21-8	☆☆☆	A	両方法の着眼点及び整合する基礎概念を指摘できるように。
21-9	☆☆☆	B	子会社の新株予約権に取扱いを理由と共に説明できるように。
21-10	★★★	A	両方法を現行制度上の個別及び連結の取扱いと照らし合わせて、投資の継続性の観点から完璧に説明できるように。(関連 ⇒ cf. 21-15)
21-11	★★	A	①全部のれん方式の論拠及びその論拠に対する購入のれん方式からの批判を説明できるように。②購入のれん方式の論拠を認識及び測定の観点から説明できるように。③整合する基礎概念を指摘できるように。
21-12	☆☆	B	欠損が生じている場合の、現行制度上の取扱いを理由と共に説明できるように。
21-13	★★★	A	①従来と現行の会計処理を非支配株主との取引をどう捉えるか及び整合する基礎概念を踏まえて完璧に説明できるように。②従来の会計処理における実務上の課題を簡潔に指摘できるように。
21-14	☆☆	A	子会社のその他の包括利益累計額の取扱いについて、親会社説及び経済的单一体説のそれぞれ立場から説明できるように。
21-15	★★	A	両方法について投資の継続性(残存部分についての)の観点から完璧に説明できるように。(関連 ⇒ cf. 21-10)
21-16	☆☆	B	特になし。
21-17	☆	C	特になし。
21-18	☆	C	特になし。
21-19	☆☆	C	特になし。
21-20	★★	A	ダウン、アップ共に、親会社説の考え方と整合的な方法、経済的单一体説の考え方と整合的な方法を説明できるように。その際に、①「消去する未実現利益の範囲」、②「負担する帰属主体」に着目すること。
21-21	☆	C	特になし。
21-22	☆☆☆	B	株主資本とは区別して記載する理由を説明できるように。(cf. 21-2)
21-23	☆	B	連結固有の一時差異は課税所得計算に影響を及ぼさない点。
21-24	☆☆	A	未実現利益に係る一時差異は特殊である点(特殊性についての説明)、および、特殊である点を踏まえて現行制度上の取扱い3つを理由と共に説明できるように。
21-25	☆	B	①のれんの税効果が一時差異に該当する理由及び②税効果を認識しない理由を説明できるように。

## 【第 22 章：持分法会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
22-1	☆☆	A	持分法が一行連結と言われる理由を理解する。
22-2	☆	B	特になし。
22-3	☆☆	B	①影響力基準及び持株基準の特徴及び②現行制度において影響力基準が採用されている理由を説明できるよう。また、基準集を参照して、関連会社に該当するか否かの具体的な当てはめができるよう。
22-4	☆	C	特になし。
22-5	☆	B	特になし。
22-6	☆	B	非連結子会社と関連会社の評価方法が異なる点。
22-7	★★	A	特に関連会社におけるダウン・ストリームの処理及び理由について説明できるよう。
22-8	☆☆	B	特になし。
22-9	☆☆	B	①両方法の着眼点を踏まえて、投資成果の把握のタイミング及び測定について説明できるよう。②両方法の長所と短所を説明できるよう。③現行制度において原価法が用いられている理由を説明できるよう。

## 【第 23 章：企業結合会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
23-1	☆	C	企業結合に関する取引の分類ができるよう。
23-2	☆☆☆	A	取得と持分の結合について相違点を 3 つの観点から説明できるよう。
23-3	☆☆	A	持分ブーリング法及びバーチェス法に適合する企業結合の経済的実態及びその論拠を説明できるよう。
23-4	☆	B	基準集を参照しながら、具体的に取得企業の決定ができるよう。
23-5	★★★	A	両方法を現行制度上の個別及び連結の取扱いと照らし合わせて、投資の継続性の観点から完璧に説明できるよう(特に被取得企業が取得企業の関連会社である場合)。(関連 ⇒ cf. 21-10)
23-6	★★★	A	2 つの考え方の論拠を説明できるよう。(関連 ⇒ cf. 18-4)
23-7	★★	A	両方法の論拠を説明できるよう。
23-8	☆	C	特になし。
23-9	☆☆	B	①企業結合に係る特定勘定の計上が認められる状況、要件及び計上の理由を説明できるよう。②識別可能無形資産の取扱いを説明できるよう。
23-10	☆☆	A	仕掛研究開発費を資産計上する考え方の論拠を説明できるよう。
23-11	☆	C	特になし。
23-12	☆	A	暫定的な会計処理ができると修正後発事象に類似する点を理解する。
23-13	☆☆	B	特になし。
23-14	★★★	A	①4 つの発生原因の内容及び②発生原因毎の対応する会計処理を説明できるよう。
23-15	☆	C	特になし。
23-16	☆	A	基準集を参照しながら、具体的に共同支配企業の形成に該当するか否かの判断ができるよう。
23-17	☆☆	B	現行制度の個別と連結の会計処理を理由と共に説明できるよう。
23-18	☆☆	B	状況を理解し、現行制度の取扱いを説明できるよう。

## 【第24章：事業分離の会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
24-1	☆	C	特になし。
24-2	★★	A	投資の継続・清算が受取対価に左右される点に着目して説明できるように。
24-3	☆☆	A	基本的な考え方を各ケースに当てはめて説明できるように。
24-4	☆☆	A	連結上は内部取引との理由から移転損益が消去される点を理解すること。
24-5	★★	A	①基本的な考え方を各ケースに当てはめて説明できるように。②分離先企業が関連会社になる場合、支配を喪失しても投資は継続する点に注意。③分離先企業が関連会社になる場合、投資の継続及び清算の各見解と各会計基準との整合性を簡潔に説明できるように。(cf21-15)
24-6	☆☆	A	簿記の処理を確認して、納得すること。

## 【第25章：結合当時企業株主の会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
25-1	☆☆	A	事業分離と共通する考え方に基いて会計処理を説明できるように。
25-2	☆☆	A	事業分離と共通する考え方に基いて会計処理を説明できるように。

## ポイントリストランク表

## 第26章

## 【第26章：損益会計】

論点	パターン	重要度	コメント(特におさえるべきこと)
26-1	☆☆	B	3つの概念についての認識要件は暗記する。各概念を具体的に当てはめる出題が想定されるので、それを念頭においておされること(EX. 実現可能性概念の吹き出し)。
26-2	★★	A	定義を覚えて、定義から相違点を説明できるように。また、両者の共通点が一致の原則を満たす点を説明できるように。(関連 ⇒ cf. 26-11)
26-3	☆☆	C	現金主義と発生主義の特徴⇒算定される期間利益の特質を説明できるように。 発生主義採用の理由も説明できるように！
26-4	☆☆	C	現金主義会計の限界を収益面・費用面に分けて説明できるように。
26-5	☆☆	B	財務会計の機能から認識される収益の満たすべき3つの性質を説明できるように。発生主義及び実現主義を①客觀性・確實性、②資金の裏付け、③経営活動の適切な把握の3つの観点から説明できるように。
26-6	☆☆	B	分配可能利益が算定される仕組みを説明できること。
26-7	★★	A	費用と収益の対応の形態(個別的対応・期間的対応)と具体例を説明できるように。
26-8	☆☆	B	各区分において成果と努力の対応関係が存在するか否か⇒対応表示の理由を説明できるように。
26-9	☆☆	A	一致の原則の意味&全体利益の意義を説明できるように。純利益と包括利益が共に一致の原則を満たす点を説明できるように。(cf. 26-3, 26-8)
26-10	☆☆	B	発生主義及び費用収益対応の原則との関係を理解すること。費用配分を具体例に当てはめて説明できこと
26-11	☆☆	C	収益・費用の意義は完璧に！リスクからの解放のタイミングを意識する。費用についてもリスクからの解放がある点に注意。
26-12	☆☆	C	タイトルを覚える(←穴埋め対策)！
26-13	★★	B	各販売形態についての①事前の期待⇒②事後の成果(リスクからの解放のタイミング)を説明できること。
26-14	★★	B	追加的な保証サービスか否かを判断要件(基準未掲載)に当てはめて検討できること！ 【第3節<設例1>】。
26-15	★★	A	①本人と代理人の区別を判定基準に当てはめて検討できること。②本人と代理人の義務の相違点を指摘できること。③②本人と代理人の会計処理の相違点を指摘できること。 【R2年本試験<第4問 問題1 問1>】。
26-16	★	A	「重要な権利」の意味を理解する。重要な権利を顧客に提供する場合、当該オプションは実質的に前払いを行っている点をおさえること。【第3節<設例2><設例4>】。
26-17	☆	A	収益の著しい減額が発生しない場合か否かを当てはめて検討できること！ 【R2年本試験<第4問 問題1 問2>】【第2節<設例5>, 第3節<設例1>】。
26-18	★	A	【第4節<設例2>】←これができればOK。
26-19	★	A	重要な金融要素に該当するか否かを判断要件(基準未掲載)に当てはめて検討できること！ 【第4節<設例3>】
26-20	☆	B	【第4節<設例4>】←これができればOK
26-21	☆	B	値引きの例外要件に当てはめて値引額を算定できること。【第5節<設例2>】
26-22	★	A	基準に当てはめて一定期間に渡り充足される履行義務か否かを判断できること！判断基準は基準集に載っているため、事例に当てはめて検討できること！
26-23	☆☆	B	各主義の利点&欠点を説明できること。
26-24	☆☆	C	特になし。
26-25	☆☆	C	報酬・賞与が共に①職務執行の対価、②損益取引に該当する点を説明できること。